

公共施設でモバイルルーターの 無料貸出しを行っています



- スマートシティを推進する熊谷市では、市の公共施設の会議室等において、貸室利用者へのモバイルルーターの無料貸出を実施しております。オンライン会議やオンライン講座の受講、研修会など様々な活動にご活用ください。
- なお、台数に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

対象施設	台数	申し込み・問合せ先
男女共同参画推進センター「ハートピア」	1	048-599-0011
商工会館	1	048-521-4600
中央公民館（市民ホール）、妻沼中央公民館 及び各地域公民館	2	各公民館窓口へご連絡ください

対象者

会議室等の貸室利用者 ※原則 1 組 1 台まで。

予約方法

事前予約制（在庫があれば施設利用当日の申込も可）
※予約方法は裏面をご覧ください。ご利用希望日の予約状況は各施設にお問い合わせください。

備考

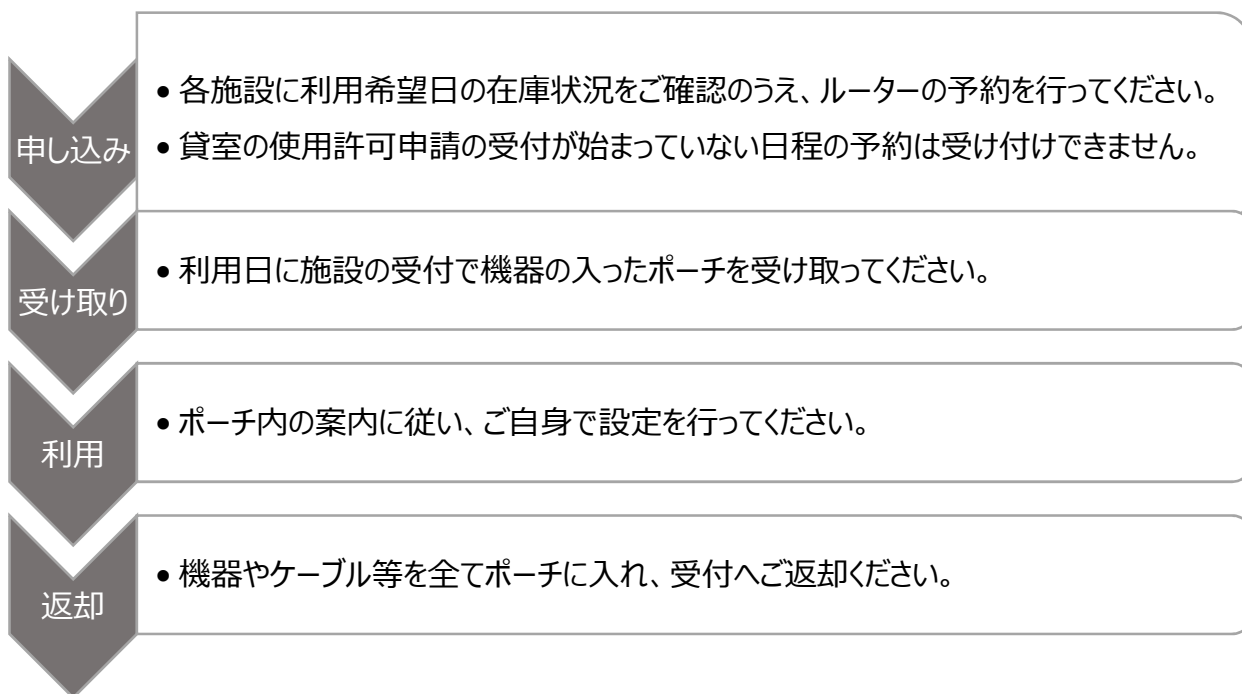
- ・接続にあたっては、貸出の際にお伝えするパスワードでの認証が必要です。
- ・モバイルルーター 1 台あたりの最大同時接続台数：16台
- ・電波の特性や施設の構造上、利用場所によって電波受信が困難な場合があります。
- ・熊谷市公共施設等におけるモバイルルーターの貸出しに関する要綱の規定を順守してください。

本事業全般に係る問合せ先：熊谷市政策調査課 ☎048-524-1114



熊谷市はスマートシティの取組みを進めています。
この事業はスマートシティ関連事業です。

予約・利用の流れ



遵守事項

- モバイルルーターの設定変更を行わないこと。
- 許可された公共施設内で利用することとし、許可なく外部への持ち出しはしないこと。
- 使用目的を達成するためのみに利用することとし、不要な端末等の接続は行わないこと。
- 破損や故障につながる行為をしないこと。
- 他者による破損や盗難等、危険行為にさらされないよう適正管理に努めること。
- 故障・破損・紛失した場合は、速やかに施設管理者へ報告すること。

禁止行為

- 第三者又は市に不利益若しくは損害を与える行為、若しくは与える恐れのある行為
- 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- 不法行為若しくは犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- 個人情報やプライバシーを考慮せず、本人の許可なく画像や映像を配信する行為
- 市が不適切であると判断する行為

貸出しの中止

- 災害、事故その他の非常事態により、モバイルルーターの貸出しが実施できなくなった場合
- モバイルルーターの故障、紛失等、やむを得ない事由がある場合
- 市がモバイルルーターの貸出しの中止が必要と判断した場合